

# 優秀賞に輝やく

ネリー・フジ・エルワカー号  
藤田光男さん(橋本)

## 西蒲原地域家畜共進会

去る十月十八日、湯東村家畜共進会から出品された乳用牛(三部門)四十頭、養豚(四部門)四十五頭で、会場を賑わし、厳正な審査の結果、岩室村からは、多数入賞された。

・産産牛の部  
 優秀賞 藤田光男(橋本)  
 優良賞 小林勇作(西船越)

・育成乳牛の部  
 優秀賞 成田正衛(横曾根)  
 優良賞 藤田光男(橋本)  
 後藤由男(橋本)

後藤由男(橋本)



賑わう西蒲原地域家畜共進会場と優秀賞のネリー・フジ・エルワカー号



## 10年年金

月額五、〇〇〇円が二、五〇〇円に  
二・五倍に引き上げ  
一国民年金法改正決る

国民年金制度の改正が、このほど国会で成立して素晴らしい制度に改善された。年金給付額の大幅な引上げ、物価スライド制の導入、五年年金の再追加、福祉年金の支給制限緩和、二級障害福祉年金の支給、老令特別給付金の新設など盛りだくさんの改善内容です。

一、拠出年金(保険料)  
 定額月五五〇円から九〇〇円に、所得比例三五〇円から四〇〇円に、五年年金七五〇円から九〇〇円に改正された。保険料の特別納付(未納分)も納期の二年を経過したものが四五〇円から九〇〇円に改正された。

二、福祉年金  
 (一)五年年金の再開  
 明治三十九年四月一日から明治四十四年四月一日までに生れた人は、昭和四十九年三月三十一日までで申請すれば、五年年金に加入できます。(任意)なお、保険料は昭和四十九年六月分から、一月九〇〇円の割合で納めることになり、昭和五十年六月三十日までに合計五年分の保険料を納めると、昭和五十年七月分からは五年年金が受けられることになりました。

(二)老令特別(年金)給付  
 明治三十九年四月一日以前に生れた人で、老令福祉年金を受けたい人も、老令特別給付金が支給されます。(一ヶ月四、〇〇〇円)昭和四十九年一月分から実施され、なお七〇才に到達と同時に福祉年金に移行されます。

(三)二級障害福祉年金  
 障害福祉年金の支給対象を拡げて、新たに二級障害の人に、障害福祉年金が支給されます。支給額は、老令福祉年金と同額とされますが実施時期は未定です。

以上のように改正されましたが、五年年金再追加該当者については追って通知いたします。

くわしいことは、住民課へお問い合わせ下さい。

## 改正された年金

種類	昭和48年12月まで	昭和49年1月から	実施
老齢年金	25年納付 月 8,000円 10年年金 月 5,000円 5年年金 月 2,500円	月 20,000円 月 12,500円 月 8,000円	49年1月1日から
附加年金	夫婦25年納付の場合 夫定額分 8,000円 妻定額分 8,000円 夫所得比例分 4,500円 夫婦で 20,000円	夫婦25年納付の場合 夫定額 20,000円 妻定額 20,000円 夫婦附加年金 10,000円 夫婦で 50,000円	49年1月1日から
障害年金	月1級—最低 11,000円 月2級—最低 8,800円	月 25,000円 月 20,000円	49年1月1日から
母子年金	月 8,400円 子が2人以上のときは第2子から400円加算	月 20,000円 子が2人以上のときは第2子が800円、第3子から400円加算	49年1月1日から
遺児年金	月 8,400円 子が2人以上のときは第2子から400円加算	月 20,000円 子が2人以上のときは第2子が800円、第3子から400円加算	49年1月1日から
か婦年金	老齢年金の半額 10,000円~52,000円	老齢年金の半額 17,000円~52,000円	48年10月1日から 49年1月1日から
老齢福祉年金	月 3,300円	月 5,000円	48年10月1日から
障害福祉年金	月 5,000円	月 7,500円	48年10月1日から
母子福祉年金	月 4,300円	月 6,500円	48年10月1日から
準母子福祉年金	(子が2人以上のときは第2子から1人400円加算)	(子が2人以上のときは第2子が800円、第3子から400円加算)	48年10月1日から
本人所得制限	年 38万円	年 43万円	48年5月1日から
扶養義務者所得制限	年 250万円	年 600万円	48年10月1日から
公的年金受給制限	中尉まで全額支給	大尉まで全額支給	48年10月1日から
戦争公務の年金	年 6万円	年 10万円	48年10月1日から
一般の年金			49年1月1日から
老令特別給付金		月 4,000円	49年1月1日から

## 11月26日~12月2日

# 秋の火災予防運動週間

隣りにも

声かけあって  
よい防火!

十一月二十六日から十二月二日まで、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。これから冬に向って、暖房器具が各家庭に使用され、燃料が保管されますが、火の取り扱いには十分注意して下さい。

いま一度、火気の取り扱い、防署員が各家庭や、事業所に巡回いたしますので、ご協力ください。

なお、期間中は毎晩七時に警火心の喚起を図るために警鐘を打鳴(●●●●)させますので、もう一度火の元を点検してまちがいは絶対におこさないよう注意して下さい。

## 暖房用の石油類に注意

安全な貯蔵を

昭和四十八年度第一回の産業育成資金貸付申し込みの受付をいたします。商工業のみならず、個人事業主の申し込みも受け付けます。

一、融資限度額五十万円  
 二、融資利率 年七割  
 三、融資予定日 十一月二十日  
 四、申込期限 十一月六日  
 五、申込場所 商工会事務へ  
 所又は、役場開発課へ

石油類	貯蔵量	許可	届出	要なし
ガソリン	一〇〇ℓ以上	許可	届出	要なし
灯油	五〇〇ℓ以上	許可	届出	要なし
軽油	一〇〇ℓ以上	許可	届出	要なし
重油	二〇〇ℓ以上	許可	届出	要なし

### 軽自動車の届け出年月日が

□41.12.31	以前の場合	48.10	までに
□42.1.1	~ 42.12.31	48.11	
□43.1.1	~ 43.7.31	48.12	
□43.8.1	~ 43.12.31	49.1	
□44.1.1	~ 44.4.30	49.2	
□44.5.1	~ 44.8.31	49.3	
□44.9.1	~ 44.12.31	49.4	
□45.1.1	~ 45.3.31	49.5	
□45.4.1	~ 45.6.30	49.6	
□45.7.1	~ 45.9.30	49.7	
□45.10.1	~ 45.12.31	49.8	
□46.1.1	~ 46.3.31	49.9	
□46.4.1	~ 46.6.30	49.10	
□46.7.1	~ 46.9.30	49.11	
□46.10.1	~ 46.11.30	49.12	
□46.12.1	~ 47.2.29	50.1	
□47.3.1	~ 47.4.30	50.2	
□47.5.1	~ 47.7.31	50.3	
□47.8.1	~ 47.10.31	50.4	
□47.11.1	~ 48.1.31	50.5	
□48.2.1	~ 48.4.30	50.6	
□48.5.1	~ 48.6.30	50.7	
□48.7.1	~ 48.8.31	50.8	
□48.9.1	~ 48.9.30	50.9	

## 動き出した 軽自動車の車検

今年の十月から軽自動車の車検が始まりました。軽自動車をお持ちの方は指定の期限までに「検査」を受けないと、使用することができなくなります。検査を受ける期限は「軽自動車届出済証」の届出年月日によって次の表のように決められています。自分車の届出年月日を確認して早めに受けましょう。

検査を受けるための相談や、くわしい事は最寄りの自動車整備工場等に、おたずね下さい。

検査を受ける場所は、軽自動車検査協会新潟主管事務所(新潟市大形本町一七番二) 電話〇二五二一七五五(八四五)

ですが、検査を受けるための準備、手続等は自動車整備工場でも取扱っています。